

令和5年度 被措置児童等虐待の状況について（大分県）

児童福祉法第33条の16及び同法施行規則第36条の30に基づき、令和5年度中に、大分県が対応した被措置児童等虐待の状況について公表します。

1 虐待案件受理の状況

受理件数			内 訳		
新規	継続	計	虐待該当	非該当	調査継続
8件	1件	9件	3件	5件	1件

※事実確認が完了した令和6年度に計上

2 虐待の状況(虐待該当案件のあった施設等について)

ア 施設種別	イ 加害職員等の職種		
障害児入所施設	児童指導員	保育士	看護師
3件	1名	1名	1名

ウ 虐待の類型			
身体的虐待	性的虐待	ネグレクト	心理的虐待
1件	2件	0件	0件

エ 虐待の内容
<ul style="list-style-type: none"> 職員が児童に向けて木製の板を投げ、児童の顔に怪我をさせた 職員が児童の陰部を触りながら、自慰行為を行った 職員が児童の胸を触る等の行為を行った

オ 被害児童等の性別		カ 被害児童等の年齢層	
男子	女子	中学生	高校生
1名	2名	1名	2名

3 県が講じた措置

児童福祉法第46条第1項の規定に基づく報告徴収・改善指導通知
3件

- ◆児童福祉法第33条の16
都道府県知事は、毎年度、被措置児童等虐待の状況、被措置児童等虐待があった場合に講じた措置その他内閣府令で定める事項を公表するものとする。
- ◆児童福祉法施行規則第36条の30
法第33条の16の内閣府令で定める事項は、次のとおりとする。
 - 次に掲げる被措置児童等虐待があった施設等の区分に応じ、それぞれに定める施設等の種別
 - 小規模住居型児童養育事業及び里親 里親等
 - 乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設及び児童自立支援施設 社会的養護関係施設
 - 障害児入所施設及び指定発達支援医療機関 障害児施設等
 - 法第12条の4に規定する児童を一時保護する施設又は法第33条第1項若しくは第2項の委託を受けて一時保護を行う者 一時保護施設等
 - 被措置児童等虐待を行った施設職員等の職種